		(二)										(三)		(四)
		機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等										救出装置		制御器 開閉器及び遮断器
階段の状況	機械室の戸の自閉機能の状況	昇降機以外の設備等の状況	壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	機械室の床及び機器の汚損の状況	照明装置の状況	開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	防油堤の状況	標識の状況	消火設備の状況	手巻きハンドル等又は充電池回路等の設置の状況	下降弁等の開放の状況	作動の状況		
最も大きいけあげ及び最も小さい踏面を測定すること。	戸の自閉の状況を確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	照明の点灯の状況を確認する。	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあっては、その設定を確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	下降弁等の作動の状況を確認する。	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電気的に開閉することを確認する。		
令第百二十九条の九第五号の規定に適合しないこと。	自閉できないこと。	定期検査又は定期点検に支障が生じていること。	漏水が機器に達していること又は窓が破損していること。	機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損があること。	照明装置が正常に作動しないこと。	令第百二十九条の九第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。	欠損又はき裂があり、外部に油が流出するおそれがあること。	火気厳禁の標識が掲示されていないこと又は容易に認識できないこと。	機械室又は機械室付近に消火器又は消火砂が設置されていないこと。	特殊告示第一第一号ロ又は第三号ホの規定に適合しないこと。	下降弁等を操作できず、かごが移動しないこと。	電気的に開閉しないこと。		

(五)		(六)	(七)	(八)	(九)	(十)		(十一)				(十二)		
												油圧パワーユニット		
												電動機及びポンプ		
作動の状況		設置の状況	絶縁	接地	空転防止装置	階床選択機								
電動機主回路用接触器の主接点の状況		ヒューズ												
昇降機を運転し、作動の状況を確認する。		目視により確認する。	絶縁抵抗計等により測定する。	触診により確認する。	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、作動の状況を確認する。	目視により確認する。	昇降機を運転し、呼びの応答を確認する。	聴診により確認する。	触診により確認する。	触診及び聴診により確認する。	目視、聴診又は触診により確認する。			
目視により確認する。	イ　著しい摩耗があること。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されるものと異なること。	回路の電圧が三百ボルトを超えるものにあっては〇・四メガオーム、三百五十ボルトを超え三百五十ボルト以下のものにあっては〇・二メガオーム、百五十ボルト以下のものにあっては〇・一メガオーム以上の絶縁抵抗がないこと。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと。	表示灯が点灯すべき時に点灯しないこと。	呼びの応答がないこと又は呼びを保持若しくは消去しないこと。	異常音があること。	異常な発熱があること。	異常な振動があること。	欠損、き裂又は滑りの異常があること。			
昇降機が正常に作動しないこと。	ロ　変形があること。													